

別紙

認知症カフェ事業補助事業者実施方針

1 趣旨

この要領は、島原地域広域市町村圏組合認知症カフェ事業補助金交付要綱（平成 27 年島原地域広域市町村圏組合告示第 17 号。以下「要綱」という。）に基づき、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、認知症の悪化防止、家族の介護負担軽減及び地域での認知症啓発を目的として設置する認知症カフェ（以下「認知症カフェ」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

認知症カフェを運営する者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる事業（以下「事業」という。）を行う。

(1) 認知症カフェ（必須事業）

ア 認知症の人及びその家族、地域住民及び専門職（以下、「利用者等」という。）が安心して気軽に集える交流スペース（おおむね 10 名以上が参加できるもの）を提供する。

イ 月に 2 回以上開催し、1 回につき 2 時間以上開催する。ただし、回数について島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が認めたものについては、その限りでない。

ウ 内容は語らいの場を設けるほか、必要に応じて高齢者のための介護予防運動や認知症予防のための脳トレ等を行う。また、多くの人に参加できるよう講演会、演奏会等のイベントを開催すること。語らいの場では利用者の希望に応じて茶菓又は食事等の提供等を行う。ただし、飲食の提供方法については、事前に組合へ相談すること。

エ 認知症カフェを開催している時間には、利用者等からの相談に対応できる者を 1 名以上配置し、相談があった場合は関係機関へ繋ぐなど、適切な対応を行うこと。

オ 認知症サポーターなど、組合及び島原市、雲仙市及び南島原市（以下「構成市」という。）が養成したボランティアの受け入れを行うこと。

カ 認知症に対する地域住民への普及・啓発を行うこと。

(2) 認知症サテライト相談（任意事業）

ア 認知症カフェ開催時又は一般の方が多数集まる場所（スーパーや郵便局等）で、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士などの専門職による相談会を実施することができる。

(3) 認知症介護講習会（任意事業）

ア 家族介護者が介護するうえで参考となる具体的な介護方法などの講習会を実施することができる。

3 補助対象者の要件

補助事業者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

(1) 補助事業者は、次のいずれかを満たす者とする。

ア 組合を組織する構成市内に所在する法人で、構成市を主な活動範囲としている者

イ 構成市内に所在する団体で、構成市を主な活動範囲としている者

ウ 島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が適切であると認める者

(2) 宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する事業を行う者でないこと。

(3) 構成市の暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある者でないこと。

(4) 事業を着実に実行することができ、適切な運営が確保できると管理者が認める者であること。

4 実施区域

実施区域は、別表1の日常生活圏域を区域として、それぞれ1か所までの設置とする。

また、利用者等の利用については、この実施区域に限るものではない。

5 対象経費

(1) 補助金の対象経費は、上限額を250,000円とする。

(2) 補助金の対象経費は、2の事業の実施に要する経費とし、別表2に定めるものとする。

6 交付決定に係る審査基準

要綱第5条第1項の審査基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 認知症の人及びその家族の介護の負担を軽減するための事業であること。

(2) 認知症の人及びその家族の不安や悩みを聞き、適切な相談対応がとれること。

(3) 事業計画及び予算に客観性及び現実性があること。

(4) 過去に同様の活動の実績がある又は今後の適切な運営が期待できること。

(5) 公益性の高い企画であること。

7 実績報告書に添付する必要書類

要綱第7条第3項に規定する実績報告書に添付する必要書類として、次の各号に掲げる書類の提出を求めることとする。

- (1) 事業の詳細が分かる資料（実施事業の写真、パンフレット等）
- (2) 参加者名簿
- (3) 利用者等へのアンケート

8 利用者等の負担及び徴収

補助事業者は、認知症カフェの開催時のみ食材料費等の実費相当額を利用者等から徴収する。金額については、事前に組合に相談することとする。

9 留意事項

事業を運営するにあたり、次の各号に掲げる事項を留意しなければならない。

- (1) 補助事業者は、事業の実施に伴い知り得た個人情報を、正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。
- (2) 補助事業者は、茶菓等を提供する際には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の公衆衛生に関する法令を遵守すること。
- (3) 補助事業者は、組合及び関係機関との連絡を密にし、組合の要請により会議等に出席すること。
- (4) 補助事業者は、利用者等に対するサービスの提供に関して、補助事業者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、利用者等に対して損害賠償を速やかに行うものとし、その経過及び結果を組合に書面で報告すること。

10 補則

この方針に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

別表 1 (4 実施区域)

実施区域 (日常生活圏域)	
島原市	安中地区
	白山地区
	霊丘地区
	森岳地区
	杉谷地区
	三会地区
	有明地区
雲仙市	国見町
	瑞穂町
	吾妻町
	愛野町
	千々石町
	小浜町
	南串山町
南島原市	加津佐町
	口之津町
	南有馬町
	北有馬町
	西有家町
	有家町
	布津町
	深江町

別表 2 (5 対象経費)

経費名	対象経費
人件費	事業に直接関与する者に対する賃金 (1人1時間あたりの上限額 1,050円)
報償費	研修会等の講師謝金
旅費	研修会等の講師旅費
需用費	文具等の消耗品費、印刷製本費、光熱水費
役務費	切手、はがき代、通信料、広告料、各種手数料、各種保険料
使用料及び賃借料	会場の使用料、駐車料金

(留意事項)

公益性があると認められる事業に関する経費を補助対象としますが、次に示した補助対象外となる経費に留意してください。

- ※ 交際費、慶弔費、懇親会費等といった一般的に団体等の運営経費にあたるもの。ただし、会議費、事務費等については補助対象経費とします。
- ※ 視察研修費
- ※ 食糧費 (茶菓、食材料費等)
- ※ 備品購入費
- ※ 上記に当てはまらない費用については、事前に組合と協議すること。